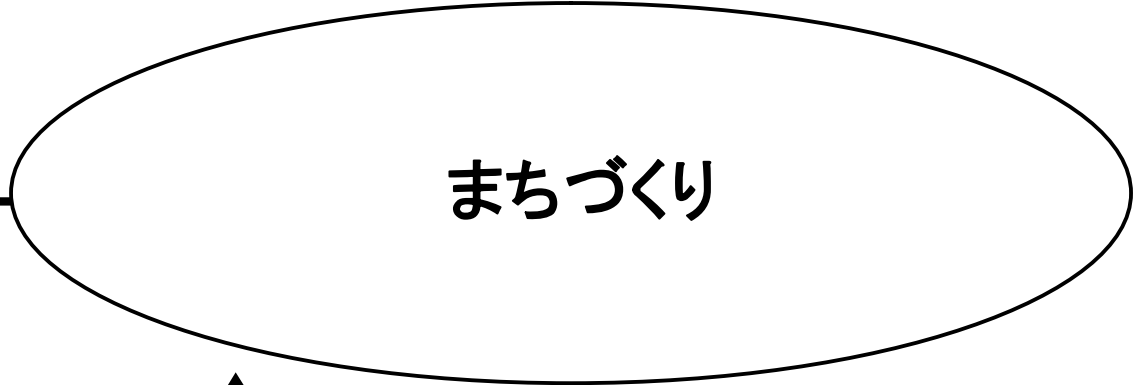


自治基本条例と市民活動  
推進条例の関係について

自治基本条例



市民活動推進条例・協働推進条例の位置付け

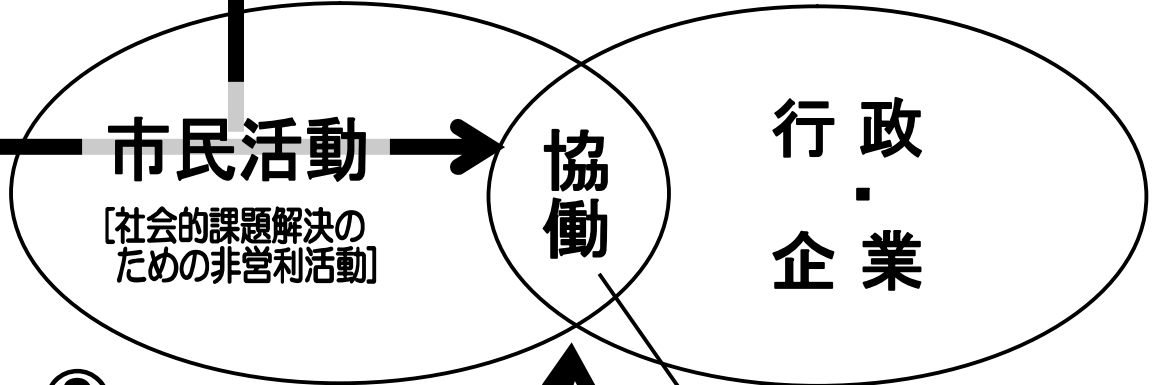
は市民活動(あるいは、その主な担い手たるNPO)の推進・支援を通じて、広義又は狭義の協働を推進するタイプ。市民活動支援までしか記述していないものもあるが、広義の協働の考え方が背景にあると考えてよい。

は広義又は狭義の協働の推進を規定するタイプ。市民活動の支援を伴う。

[広義の協働]  
まちづくりの担い手

『すべての主体がその役割に応じて社会への貢献を果たし、新しい「公共」を担っていく必要があります。そのような考え方に基づく適切な役割分担が「協働」です』(指針より)

市民活動推進条例  
or  
協働推進条例



①

②

[狭義の協働]  
一緒に事業を行なう。